

# 農業制度資金のご案内

令和7年度版



茨城県

農業制度資金は、県や市町村の補助などにより長期・低利で利用できる資金です。

貸付条件等 資金名	借りられる人は？ (借入対象者)	何年で返さなければならぬの？ (償還期間)	左記期間のうち元金を返さなくてよい期間は？ (据置期間)	利率はどのくらいなの？ (金利)	いくらまで借りられるの？ (借入限度額)	割総事業費のうちお金を借りられる割合は？ (融資率)	保証人や担保は必要なの？ (担保提供の有無)	どこに相談すればいいの？ (相談窓口)	
① 農業近代化資金	認定農業者注1 等	15年 注3	3~7年 注3	0.95~1.55%	個人:1,800万円	100%	保証人:原則不要 担保:基金協会の債務保証又は物的担保	農協 銀行・信用金庫・信用組合 農林事務所経営普及部門・地域農業改良普及センター	
	集落営農組織			1.80%		100%			
	主業農業者, 農業参入法人等			1.80%	80%				
	農協等			1.80%	80%				
② 農業経営改善促進資金 (スーパーS資金)	認定農業者 注1	1年	-	1.90%	個人:500万円 法人:2,000万円	100%	保証人:不要 担保:基金協会の債務保証又は物的担保	農協 農林事務所経営普及部門・地域農業改良普及センター	
日本政策金融公庫資金	③ 青年等就農資金	認定新規就農者 注2	17年 注4	5年 注4	無利子	3,700万円 注5	100%	保証人:原則として個人の場合は不要、法人の場合に必要な場合は代表者のみ 担保:原則として融資対象物件のみ	日本政策金融公庫 農協 農林事務所経営普及部門・地域農業改良普及センター
	④ 農業経営基盤強化資金 (スーパーL資金)	認定農業者 注1	25年	10年	0.95~1.80%	個人:3億円 法人:10億円 注6	100%	ご相談	
	⑤ 農業改良資金	みどりの食料システム法の認定を受けた農業者等 六次産業化法の認定を受けた農業者等	12年 12年	3年 5年	無利子	個人:5,000万円 法人:1億5,000万円	100%		
	⑥ 経営体育成強化資金	主業農業者, 農業参入法人 集落営農組織等	25年	3年	1.80%	個人:1億5,000万円 法人:5億円	80%		
	⑦ 農林漁業セーフティネット資金	認定農業者 注1 認定新規就農者 注2 主業農業者, 集落営農組織	15年	3年	0.95%~1.55%	600万円 注7	100%		
	⑧ 農業基盤整備資金	土地改良区等 上記の方が災害に遭われた場合	25年	3年又は10年	1.80%又は1.95% 0.95%~1.80%	借入者負担額	100%		
⑨ 農業経営負担軽減支援資金	要件を満たした農業者等	10年	3年	1.80%	営農負債の残高	100%	保証人:原則不要 担保:基金協会の債務保証又は物的担保	農協 農林事務所経営普及部門・地域農業改良普及センター	
⑩ 農業ビジネス保証制度	商工業とともに茨城県内において農業を営む中小企業者, 農事組合法人又は個人	注8	2年	金融機関所定利率	5,000万円	100%	保証人:原則法人代表者のみ 担保:必要に応じて徴求	商工会議所・商工会 農業参入等支援センター 銀行・信用金庫・信用組合・農協	
⑪	新認定農業者育成特別資金	農協の組合員で認定農業者 注1	5年	1年	無利子	個人:500万円	100%	保証人:原則不要 担保:基金協会の債務保証	農協
	新集落営農組織育成特別資金	農協の准組合員で集落営農組織				法人:1,000万円			

注1 認定農業者とは、市町村長から農業経営基盤強化促進法第12条に規定する農業経営改善計画の認定を受けた農業者のことで。

注2 認定新規就農者とは、市町村から農業経営基盤強化促進法第14条の4に規定する青年等就農計画の認定を受けた農業者のことで。

注3 原則の期間を記載しています。詳細については、中面をご覧ください。

注4 最長の期間を表示しています。実際には審査によって決定します。(以下、公庫資金において同じです。)

注5 一定の条件を満たす場合、1億円まで借り入れができます。

- ・〇印であっても、条件により融資が受けられない場合があります。詳細は各相談窓口にてお尋ねください。
- ・借入対象者であっても、融資機関の審査によっては、融資を受けることができない場合があります。
- ・1ページ表中の利率は、令和7年5月19日現在のものであり、金融情勢により変動があります。
- ・利率は、国・県・市町村等の利子補給又は利子助成後の借受者の実質負担率を示しています。

実施したい事業																		
土地			農機具・施設				家畜・果樹・運転資金			調査・開発	環境整備		担い手育成		経営の維持安定		災害	
農地等 を取得 したい	農地等 の賃借 料を一 括払い したい	農地等 を改良 したい	農舎・ 畜舎・ ハウス 等をつ くりた い	トラク ター・ 田植機 ・コン パイク 等を買 入りたい	共同利 用施設 を取得 したい	農産物 の加工 ・販売 施設を 整備し たい	家畜を 購入・ 育成し たい	果樹等 を植栽 ・育成 したい	種苗・ 肥料・ 農薬等 を購買 したい	農産物 の加工 品等の 調査・ 開発等 をした い	営農用 の給排水 施設を 改良・ 整備し たい	外国人 労働者 等向け 住宅を 改良・ 取得し たい	農業に 関する 研修を 受けた い	新規に 農業を 開始し たい	経営環 境の悪 化に対 応した い	負債整 理をし たい	農地・ 採草放 牧地等 を復旧 したい	経営資 金を借 りたい
	○	○	○	○		○	○	○	○		○		○				○	
	○	○	○	○		○	○	○	○		○		○				○	
	○	○	○	○		○	○	○	○		○							
	○	○	○	○	○	○	○	○										
							○	○	○									
	○	○	○	○		○	○	○	○		○			○				
○	○	○	○	○		○	○	○	○	○	○	○	○			○		
	○	○	○	○		○	○	○	○	○								
			○	○														
																	○	
																	○	
○	○	○	○	○		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
○	○	○	○	○		○	○	○	○		○							

注6 一定の条件を満たす場合、個人は6億円、法人は30億円まで借入れができます。  
 注7 簿記記帳を行っており、特に必要と認められた場合は、年間経営費又は粗収益の各12分の6のいずれか低い額まで借入れができます。  
 注8 一括返済の場合は2年、分割返済の場合は10年(運転資金)又は15年(設備資金)。詳細については、中面をご覧ください。

## ①農業近代化資金

農業機械・施設の取得に

農協等の金融機関が融資する資金に県が利子補給しているため、長期・低利で利用できる資金です。農地の取得を除き、農業機械・施設の取得や長期運転資金など幅広い事業に活用できます。

借入対象者	認定農業者、認定新規就農者、主業農業者、部門経営農業者、農業参入法人、集落営農組織、農協等
借入限度額	個人1,800万円 法人2億円 農業参入法人1億5,000万円 農協等15億円
償還期間	原則15年以内
据置期間	認定農業者:原則7年以内 それ以外(農協含む):原則3年以内

(償還期間の例外)

- ・農機具等のみの場合 個人:7年以内(据置2年以内) 農協等:10年以内(据置2年以内)
- ・家畜購入育成資金のみの場合 7年以内(据置2年以内)
- ・農村環境整備資金、畜舎、果樹棚等を含む場合 農協等:20年以内(据置3年以内)

## ②農業経営改善促進資金(スーパーS資金)

認定農業者向け短期運転資金

貸付限度額の範囲内で、何度でも借入・返済ができる、認定農業者向けの短期運転資金(償還期間1年)です。燃料代、種苗、肥料、飼料、家畜の購入費等の運転資金に利用できます。

借入対象者	認定農業者
借入限度額	個人500万円 法人2,000万円(畜産・園芸を営む方の借入限度額は、個人・法人ともに4倍)
償還期間	1年以内
据置期間	なし

## 日本政策金融公庫資金

### ③青年等就農資金

無利子資金で農業を始められます

新たに農業経営にチャレンジする認定新規就農者を応援する無利子の資金です。

借入対象者	認定新規就農者(市町村から青年等就農計画の認定を受けた個人・法人)
借入限度額	3,700万円 (一定の条件を満たす場合、1億円まで借入可能)
償還期間	17年以内
据置期間	5年以内

### ④農業経営基盤強化資金(スーパーL資金)

認定農業者向け長期資金

認定農業者の自主性と創意工夫を活かした経営改善を総合的に応援する資金です。

借入対象者	認定農業者
借入限度額	個人3億円 法人10億円 (一定の条件を満たす場合、個人は6億円、法人は30億円まで借入可能)
償還期間	25年以内
据置期間	10年以内

## ⑤農業改良資金

新分野へのチャレンジ資金

生産・加工・販売の新部門の開始など新たな取組みを応援する無利子の資金です。

借入対象者	みどりの食料システム法の認定を受けた農業者、六次産業化法の認定を受けた農業者等
借入限度額	個人5,000万円 法人又は団体1億5,000万円
償還期間	12年以内
据置期間	3年以内

- (注) ①振興山村、過疎地域、中山間地域などの特定の地域で事業を実施する場合：据置5年以内  
②六次産業化法の認定を受けた農業者等：据置5年以内  
③農商工等連携促進法の認定を受けた農業者等：据置5年以内

## ⑥経営体育成強化資金

経営規模拡大や営農負債の借り換えに

意欲と能力をもって農業を営む方の前向き投資や償還負担の軽減を支援する資金です。

借入対象者	主業農業者、農業参入法人、集落営農組織等
借入限度額	①～③の範囲内であつその合計額が個人1億5,000万円、法人・団体5億円以内 ①前向き投資 負担額の80% ②再建整備 個人 1,000万円(特認1,750万円、特定2,500万円) 法人 4,000万円 ③償還円滑化 経営改善計画期間中の5年間(特認の場合10年間)において支払われる既往借入金等に 係る負債の各年の支払金の合計額に相当する額
償還期間	25年以内
据置期間	3年以内

## ⑦農林漁業セーフティネット資金

経営の立て直しに

災害や社会的・経済的な環境の変化の影響を受けた方の資金繰りを支援する資金です。

借入対象者	認定農業者、認定新規就農者、主業農業者、集落営農組織
借入限度額	600万円 非常災害等の影響により経営の維持安定が困難となった場合 等：別枠600万円 特認 年間経営費等の6/12以内(簿記記帳を行っており特に必要と認められる場合)
償還期間	15年以内
据置期間	3年以内

## ⑧農業基盤整備資金

土地改良事業に

土地改良区の行う維持管理事業や農村における集落排水の整備事業などにご利用いただけます。

借入対象者	土地改良区、農協、農業者等
借入限度額	借入者が当該事業で負担する額
償還期間	25年以内
据置期間	10年以内

## ⑨農業経営負担軽減支援資金

営農負債の借り換えに

営農負債の借換に利用できる資金です。

借入対象者	次の要件をすべて満たす農業者 ① 農業経営の改善に取り組む意欲と能力を有している者であって、経営改善計画書を作成し、その確実な実行と本資金の確実な償還が見込まれること。 ② 借入希望者(借入希望者が60歳以上である場合は、その後継者)が、現に主として農業に従事しており、かつ、将来においても主として農業に従事する見込みがあると認められること。 ③ 農業所得が総所得の過半(法人の場合、総売上高のうち農業に係る売上が過半)を占めていること。 ④ 現に約定償還金(元利)の一部の返済が可能であること。
借入限度額	借入により生じた営農負債の残高(貸付利率が年5%以下の制度資金は除く)
償還期間	10年以内(知事特認の場合は15年)
据置期間	3年以内

## ⑩茨城県農業ビジネス保証制度

商工業と農業を営む兼業者向け融資

商工業とともに茨城県内において農業を営む中小企業者等が、県内において営む農業の実施に必要な事業資金(商工業の実施に必要な資金とが混在する資金を含む)の融資について、茨城県信用保証協会による保証を受けることができます。

借入対象者	商工業とともに茨城県内において農業を営む中小企業者、農事組合法人又は個人
借入限度額	5,000万円
償還期間	一括返済 2年以内 分割返済 運転資金10年以内/設備資金15年以内
据置期間	2年以内(分割返済の場合のみ)

問合せ先:茨城県信用保証協会 本店営業部保証課 TEL 029-224-7812  
土浦支店保証課 TEL 029-826-7812

## ⑪新認定農業者育成特別資金、新集落営農組織育成特別資金

農協の無利子資金

農業施設、機械等の取得から生産資材の購入まで幅広く利用できます。(省エネ設備・機械の導入や燃料代の調達にも利用可。ただし、負債の借換には利用できません。)

借入対象者	農協の組合員である認定農業者、農協の准組合員である集落営農組織
借入限度額	個人500万円 法人1,000万円 集落営農組織1,000万円
償還期間	5年以内
据置期間	1年以内

## 債務保証制度のご案内

農業者の方が農協・銀行等の融資機関(株式会社日本政策金融公庫は除く)から農業制度資金を借り入れる場合、保証料をお支払いいただくことにより、茨城県農業信用基金協会(以下「基金協会」)がその債務を保証する制度があります。原則として、一定金額までは無担保・無保証人で保証(注)を行います。

保証対象資金	農業近代化資金、新認定農業者育成特別資金、新集落営農組織育成特別資金等
保証料	資金種類や保証条件等によって異なります。お申込みの際、基金協会や融資機関にお尋ねください。無利子資金を借り入れる場合であっても、基金協会の保証を受ける場合は、その保証料分の負担がかかります。
保証範囲	原則として、借入元本、利息、遅延損害金の合計額の100%の債務保証が受けられます。

(注)借入金額や借入内容によっては、担保を提供するか、保証人を立てることが必要な場合があります。

## ■ 農業制度資金の借入にあたっての注意点 ■

### ① 事前着工はできません

農業制度資金は、これから行おうとする事業にお貸しする資金ですので、貸付決定や利子補助助成が承認される前に事業を行っていたり、すでに完了している事業については、お貸しすることができません。

### ② 目的外使用はできません

農業制度資金は、お申込時に提出された書類に記載の事業について審査・決定を行いますので、借入金をお申込内容と異なる事業へ使用することは認められません。

### ③ 農業制度資金の併せ貸しはできません

同一の施設等について、2つ以上の制度資金を併せて利用することはできません。2つ以上の資金を併用する場合は、対象となる事業をきちんと区別する必要があります。

### ④ 融資できない場合もあります

融資にあたっては、融資機関が計画内容、計画及び返済の実行可能性等につき審査を行い、可否を判断いたします。よって、借入対象者に該当したとしても資金を借りられない場合があります。

### ⑤ 融資のご相談はお早めに

申込書提出から実際の借り入れまで2、3か月かかります。資金が必要な時期を考えて、なるべくお早めに融資機関などにご相談ください。

## ■ 農業制度資金に関するお問い合わせ先 ■

お近くの農協などの融資機関や以下の機関にご相談ください。

	機関名	電話番号	郵便番号	住所
行政機関	県北農林事務所 経営・普及部門	0294-80-3340	313-0013	常陸太田市山下町4119
	常陸大宮地域農業改良普及センター	0295-53-0116	319-2255	常陸大宮市野中町3083-2
	県央農林事務所 経営・普及部門	029-227-1521	310-0802	水戸市柵町1-3-1
	笠間地域農業改良普及センター	0296-72-0701	309-1611	笠間市笠間1531
	鹿行農林事務所 経営・普及部門	0291-33-6193	311-1593	鉾田市鉾田1367-3
	行方地域農業改良普及センター	0299-72-0256	311-3832	行方市麻生1700-6
	県南農林事務所 経営・普及部門	029-822-8517	300-0051	土浦市真鍋5-17-26
	稲敷地域農業改良普及センター	029-892-2934	300-0504	稲敷市江戸崎甲541
	つくば地域農業改良普及センター	029-836-1219	305-0861	つくば市谷田部3952-2
	県西農林事務所 経営・普及部門	0296-24-9206	308-0841	筑西市二木成615
	結城地域農業改良普及センター	0296-48-0184	300-3544	結城郡八千代町若1517-5
	坂東地域農業改良普及センター	0297-34-2134	306-0631	坂東市岩井5205-3
融資機関等	(株)日本政策金融公庫水戸支店 農林水産事業	029-232-3623	310-0021	水戸市南町3-3-55
	茨城県信用農業協同組合連合会	029-232-2056	310-0022	水戸市梅香1-1-4
	茨城県農業信用基金協会	029-232-2288	310-0022	水戸市梅香1-1-4
	(公社)茨城県農林振興公社 <small>就農相談受付中</small>	029-239-7131	311-4203	水戸市上国井町3118-1

**農業制度資金に関する情報は、農業経営課ホームページ上でも御紹介しています。**

茨城県 金融担当 農業

検索



<http://www.pref.ibaraki.jp/nourinsuisan/nokeiei/dantai/kinyuu/category/seidoshikin.html>

発行元 茨城県農林水産部農業経営課

〒310-8555 水戸市笠原町978番6 茨城県庁舎17階

TEL : 029-301-3862

FAX : 029-301-3879